

答弁書第八十七號

内閣参甲第一〇〇号

昭和二十三年五月七日

内閣総理大臣 芦田 均

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員小川友三君提出國有林拂下げ予定に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員小川友三君提出國有林拂下げ予定に關する質問に対する答弁書

一、國有林野中の開拓適地は官民の協同調査によつて選定し、速かに農林省林野局の所管より開拓局所管に所屬替して、民有地買収の開拓地と同様に自作農創設特別措置法に定める所によつて開拓者に賣渡すものである。

なお二十三年度國有林野の都道府縣別開拓適地開放予定面積は別表の通りである。

(イ) 各都道府縣別國有林野目標面積

地方名	目標面積	開拓附帶地面積	民有地の附帶地等の面積	計
北海道	八五、一一四	四二、五五七	二八、六〇〇	一五六、二七一
青森	一一、〇二六	三、三〇八	四、〇〇〇	一八、三三四
岩手	一四、八〇四	四、四四〇	五、〇〇〇	二四、二四四
宮城	二、〇八七	六二五	二、〇〇〇	四、七一二
秋田	六、一四二	一、八四〇	三、一〇〇	一一、〇八二
山形	七、四〇七	二、二二〇	二、〇〇〇	一一、六二七
福島	一〇、一五九	三、〇四八	三、〇〇〇	一六、二〇七
茨城	二、六一六	七八五	二、〇〇〇	五、四〇一
栃木	二、六九一	八〇七	二、〇〇〇	五、四九八
群馬	四、六七四	一、四〇〇	一、〇〇〇	七、〇七四
埼玉	一〇六	三〇	三〇〇	四三六
千葉	三五	一四	六〇〇	六四九
東京	一四	七	〇	二一

神	山	長	靜	新	富	石	福	岐	愛	三	滋	京	大	兵	奈
川	梨	野	岡	瀨	山	川	井	阜	知	重	賀	都	阪	庫	良
五五	一七九	三、九二六	一、二八七	一、九八四	五四〇	八六	四〇五	一、四三五	八三二	六二一	二六	二六〇	一八	一、六三七	二九六
二〇	五七	一、一八〇	三九〇	五九五	一六〇	二六	一二五	四三〇	二四七	一八六	八	七八	五	四九〇	八九
三〇〇	三〇〇	一、一〇〇	五〇〇	一、四〇〇	七〇〇	八〇〇	〇	七〇〇	五〇〇	五〇〇	二〇〇	二〇〇	五〇	五〇〇	〇
三七五	五三六	六、二〇六	二、一七七	三、九七九	一、四〇〇	九一二	五三〇	二、五六五	一、五六九	一、三〇七	二三四	五三八	七三	二、六二七	三八五

和歌

鳥取山

島根山 岡山 廣島 山口 山島 德島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎

三三三
三〇一二
八二
一九九六
三、五七五
一三三
一九
九九六
一、八四五
四、五四七
一、〇六九
八四九
八九六
一、四七二
八四四
六、三四〇

一一〇
九〇四
二五
五九九
一、〇七〇
四〇
六
二九九
五三四
一、三六三
三二一
二五五
二六九
四四〇
二五〇
一、九〇〇

四〇〇
五〇〇
七〇〇
三〇〇
四〇〇
三〇〇
一〇〇
七〇〇
五〇〇
八〇〇
六〇〇
七〇〇
二、五〇〇
一、八〇〇
三、四七〇

八八三
四、四一六
八〇七
二、八九五
五、〇四五
四七三
一二五
一、二九五
三、〇九九
六、四一〇
二、一九〇
一、七〇四
一、八六五
四、四二二
二、八九四
一、二七一

(口) 各營林局別國有林野追加目標面積

鹿兒島	六、三二七	一、八九八	三、四八〇	一一、七〇五
內地計	一〇九、七一三	三三、九一三	三〇、〇〇〇	一九二、六二六
總計	一九四、八二七	七五、四七〇	七八、六〇〇	三四八、八九七

營林局名	追加目標面積	開拓附帶地	摘要
旭川	一七、〇〇〇町	八、五〇〇町	
北見	四、五〇〇	二、二五〇	
帶廣	一九、五〇〇	九、七五〇	
札幌	六、五〇〇	二、二五〇	
函館	二、五〇〇	一、二五〇	
小計	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	
青森	一三、〇〇〇	二、九〇〇	
秋田	七、五〇〇	二、二五〇	
前橋	九、〇〇〇	二、七〇〇	
東京	二、五〇〇	七五〇	

總	熊	高	大	名	長
	小				古
計	計	本	知	阪	屋
					野

一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	七五〇〇	三、〇〇〇	二、五〇〇	二、〇〇〇	三、〇〇〇
---------	--------	------	-------	-------	-------	-------

四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	二、二五〇	九〇〇	七五〇	六〇〇	九〇〇
--------	--------	-------	-----	-----	-----	-----